

戸籍・身分証明等の請求書 上川町長 様

令和 年 月 日

※太わくの中を記入してください。

窓口に来た方	住所	電話(自宅・勤務先・携帯)	現在の戸籍	全部事項 謄本 450円	通	円		
	フリガナ	明・大・昭・平・令		一部事項 抄本 450円	通	円		
必要な戸籍などの表示	氏名	年 月 日生	改除籍原または戸籍は	謄本 750円	通	円		
	本籍	<input type="checkbox"/> 上に同じ 北海道 上川郡 上川町		抄本 750円	通	円		
	筆頭者氏名	<input type="checkbox"/> 上に同じ 明・大・昭・平・令 年 月 日生	個人事項・身分証明書が必要なとき フリガナ 氏名 フリガナ 氏名 全部事項・謄本のときは書かないでください。	戸籍記載事項証明 350円	通	円		
				除籍記載事項証明 450円	通	円		
				附 全員 300円	通	円		
戸籍に記載されている方との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者(夫又は妻) <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母又は祖父母) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子又は孫) <input type="checkbox"/> 国、地方公共団体等の職員 <input type="checkbox"/> その他 ()		票 一部 300円	通	円			
※証明が必要な方(窓口に来られた方と違うとき記入してください) 住所 氏名			身分証明 300円	通	円			
請求者が上記に該当しない場合には、下記の□いづれかに☑をつけ、請求理由を詳しくお書きください。			受理証明 350円	通	円			
請求理由	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため (□年金手続 □相続手続 □その他) <input type="checkbox"/> 国、地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他 { }		不在籍・その他 300円	通	円			
確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> その他()					受付	料金合計	円
本人確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 身障手帳 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 面識 <input type="checkbox"/> 聴聞 <input type="checkbox"/> その他()		番号	番号				

請求に当たっての注意事項

- 請求の理由の記載について
 - 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
 - 国又は地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国又は地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
 - その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用する理由を記載してください。
- 資料の提供について
請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、提供を求めることがあります。
- 戸籍個人事項証明について
戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。
- 戸籍の一部事項証明について
戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。
- 本人確認資料について
窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
- 権限確認書類について
窓口に来た方が請求者の代理人又は使者である場合には、代理権限又は使者の権限を証明する書類が必要です。
- 押印の可否について
交付請求書には、窓口に来た方の署名又は記名押印が必要です。
- 罰則
偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。